

# 身体障害者用自動車改造等助成事業について

## 本人運転自動車改造の場合

## 介護者運転自動車改造の場合

### ★利用できる人

上肢・下肢又は体幹機能障害にかかる身体障害者手帳1,2級を所持している方。若しくは身体障害者手帳を所持し、運転免許証に改造の用件が記載されている方。

②所得制限を越えない方。

③過去5年間に当該助成を受けていない方。

### ★利用できる人

①身体障害者手帳1,2級を所持し、かつ自ら自動車を運転できない車椅子等を利用している方及び生計同一の方。

②所得制限を越えない方。（本人・配偶者・扶養義務者）

③過去5年間に当該助成を受けていない方。

### ★対象経費

障害者本人が運転し、所有する車の駆動装置、操縦装置の改造にかかる経費

### ★助成額

10万円を限度とする。

### ★対象経費

・本人又は介護者が所有する車の移乗装置の改造にかかる経費。  
・移乗装置を整えた自動車の購入費。（標準価格との差額）

### ★助成額

基準は60万円（60万円を下回った場合はその額を基準額とする）

- 生活保護世帯…基準額の10/10
- 所得税非課税世帯…基準額の1/3
- 所得税課税世帯…基準額の1/2

## 1 申請（必ず、購入・改造前に申請してください）

### ★必要なもの

- ・所定の申請書
- ・身体障害者手帳
- ・免許証
- ・パンフレット等（改造の内容がわかるもの）
- ・改造費の見積書（改造部位が明記されているもの）
- ・障害者本人の年金額を明らかにできる書類
- ・車検証（※新たに車を購入する場合は 5 請求 の際に提出）

## 2 通知（新発田市社会福祉課から審査結果を通知します）

## 3 購入・改造（必ず、通知が届いてから購入・改造をしてください）

## 4 費用支払

## 5 請求

### ★必要なもの

- ・所定の請求書
- ・業者の受領証（領収証）
- ・印鑑
- ・本人名義の口座（郵便局可）
- ・車検証（※新たに車を購入した場合）
- ・免許証（免許取得の条件をふせられた者のみ）